○ 厚生労働省令第一号○ 文部科学省令第一号

律

施

行

令

平

成

四年政令第三百

一 号)

第一

条第

項、

第三条第二項及び第三項

(これら

規定

を

同

令第

八条

項及び第二項 あ λ 摩 7 ッ サ 並 -ジ指 びに 第十八 圧 師、 条 は <u>の</u> 二 り 師、 第 きゆう師等に関する法律 項 並 び に あ λ 摩 7 ツ サ 昭昭 ジ 指 和二十二年法律第二百十七号) 圧 師 は り 師 きゆ うう師が 等 に 第二 . 関す 一条第 る 法

は \mathcal{O} り 規 定に 師 及びきゆう師 ょ ŋ 読 2 替え に係る学 て適用する場合を含む。 校 養成 施設 認定規則 並 \mathcal{O} び に 部を改正する省令を次の 第九条 \mathcal{O} 規定に基づ き、 ように定め あ λ 摩 7 る。 ツ サ ジ 指 圧 師

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

厚生労働大臣 塩崎 恭久

あ λ 摩 7 ツ サ ジ 指 圧 師 は り 師 及びきゆう師に係る学校養成施設認 定規 則 \mathcal{O} 部を改 正 す る省

あ λ 摩 マツサ] ·ジ指] 圧 師、 は り 師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規 텘 昭 和二十六年 厚生省 一令第二

号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号中 「五人」を「六人」 に改め、 若 しくは同表専 門分野 0 項 第四号」 を削 り、 を

兀 人に、 「四人」を「五人」に改め、 同条第八号中 「視覚障害者」の下に「 (法第十八条の二第 項に規

定する視覚障害者をいう。 第十一号にお いて同じ。 を加え、 同条第十号中 「基礎医学実習室及び実技 実

習室」 を 「実習室」に改め、 同 条第十一号中 「基礎医学実習室 \mathcal{O} 面 積 は生徒 人につき三・三一平方メー

ル 以上、 実 技 実習室 \mathcal{O} 面 積 は ーベ ツドにつき六・三平方メ } ル を 「実習室 0 面 積 は 生徒一

人につき二・

平方メー 1 ル に改 め、 同 号に 次の ただし書を加 える。

徒に対する教育を行うあ

ん摩

マ

ツサ

1

-ジ指]

圧

師に係る学校又は

養成

施

設に

ただし、

視覚障

害者である生

お ける実習室については、 その 面積が生徒一人につき二・一平方メート ル以上で、かつ、 視覚障害者 であ

る生徒が実習を行うのに適当なものであること。

第二条中第十六号を第十八号とし、 第十五号を第十七号とし、 第十四号の次に次の二号を加える。

十 五 臨 床 実習を行うのに適当な施! 術 所そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 施 設を実習施設として利用 し得ること及び当該実習に

いて適当な実習指導者の指導が行われること。

十六 前 号 0 実習施設とし て利 用する 施設は、 実習用設備として必要なも \mathcal{O} を有するもの であること。

第四条中 「万国式試視力表によつて測つた両眼の視力 (屈折異常がある者については、 両眼 の矯 正視力と

する。)が○・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度」を 一両 眼の視力がおおむね〇・三未満のも

の又は視力以外の視機能障害が 高度のもののうち、 拡大鏡等の使用によつても通常の文字、 図形等 の視覚に

よる認識が不可能又は著しく困難な程度」に改める。

第五 条中 「令第 条」 を 「令第一 条第一 項」に、 「第十六号」を 「第十八号」に改める。

第七 条第 項中 「第九 号」 を 「第十一号」に改め、 同項中第十号を第十二号とし、 第九号の次に次の二号

を加える。

+ 実習施設の名称、 場所及び開設者 の氏名 (法人にあつては、 名称) 並びに概要

+ -実習施設における最近一 年 間 のあん摩、 マツサージ若しくは指圧、 はり又はきゆうの施術を受けた

者の延べ数

第七条に次の一項を加える。

3 法 第二条第二 項 文は 前 項 \mathcal{O} 申 請 書 には、 実習施設における実習を承諾する旨の当該 実習施設 0 開設者 \mathcal{O}

承諾書を添えなければならない。

第八条第二 項中 「又は同 「項第五号」を 一、 同項第五号」に改め、 「同じ。)」の下に「又は前条第一項第

十号若しくは第十一号に掲げる事項 (同号に掲げる事項については、 同項第十号に掲げる事項の変更に伴い

同項第十一号に掲げる事項を変更する場合に限る。 以下この条及び次条第二号において同じ。)」 を加え、

同条第三項中 「又は同項第五号」を 同項第五号に掲げる事項又は同項第十号若しくは第十一号」に改め

、同条に次の一項を加える。

4 令第三条第二 項 \mathcal{O} 規定による届出又は令第八条の 規定により読み替えて適用する同項の規定による通 知

(前条第 項第十1 号又は第十一 号に掲げる事 項 の変更に係るものに限る。 は、 前条第三 項に規定する 承

諾書を提出して行わなければならない。

第八条の二第二号中「事項」 の下に「 (第七条第一項第十号又は第十一号に掲げる事項を除く。) 」 を 加

える。

別表第一(備考を除く。)を次のように改める。

別表第一(第二条及び第五条関係)

マツサ	あん摩
	は り 師
師	きゆう
マッ	あん摩
ツサーマツ	<u>学</u> あん
サ	<u>摩</u>
きゆう	は り 師
マッサ	あん摩

								回復の促進		
								ち、予防及び		
	+ =	+ =	+ =	+ =	+ =	+ =	+ =	疾病の成り立		
								機能		
運動学を含む。	+ =	+ =	+ =	+ =	+ =	+ =	+ =	人体の構造と	専門基礎分野	車
								人間と生活		
ンを含む。	γ 十 四	· 十 四	十 四	十四四	十四四	—————————————————————————————————————	· 十 四	基盤		
コミュニケーショ	J	J	J	J	J	J	J	科学的思考の	基礎分野	—— 基
	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数	単位数			
	ゆう師									
	り 師 き		ゆう師	り 師						
備	圧師は		圧師き	圧師は			圧師	内容	教育	
	ー ジ 指	師	ー ジ 指	ー ジ 指			ー ージ 指			

ゆうの適応の判断							学	
指圧、はり及びき							ツサージ指圧	
十五 あん摩マツサージ	十三	+ =	十三	+	+	+	臨床あん摩マ	
							基礎きゆう学	
							基礎はり学	
							学	
経路経穴を含む。							ツサージ指圧	
九 東洋医学概論及び	九	九	九	八	八	七	基礎あん摩マ	専門分野
							うの理念	
							はり及びきゆ	
							サージ指圧、	
職業倫理を含む。							とあん摩マツ	
三 社会保障制度及び	<u>=</u>	<u>=</u>	三	<u>=</u>	<u>=</u>	<u>=</u>	保健医療福祉	

校若しくは養成施								
三単位以上は、学	四	四	四	四	四	四	四	臨床実習
試験等を含む。								
床実習前施術実技								
施術所における臨	十九	十 五	十三	十 五.	+	+ =	十	実習
								社会きゆう学
								社会はり学
								学
								ツサージ指圧
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u>-</u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	社会あん摩マ
O								
に生体観察を含む								臨床きゆう学
、病態生理学並び								臨床はり学

て、あん摩マツサ	百におい	められる場合におい	と認めら	上適切,	とが教育	するこ	せて教授	複数の教育内容を併せて教授することが教育上適切と認	三 複数の
						める。	ように改	第三号を次の	別表第一の備考第三号を次のように改める。
	百	九 十 四	九十二	九十四	八十六	八十八	八十五	計	合
0									
ゆうの歴史を含む									
指圧、はり及びき									
あん摩マツサージ	+	+	+	+	+	+	+	総合領域	
こと。 こと									
術所において行う									
びきゆうを行う施									
ージ指圧、はり及									
又はあん摩マツサ									
設附属の実習施設									

ジ 指 う師 以上) 以上 分野 十七 単位 + は 内 養 単 兀 単 容八十二単 単位 ·位以上 圧師 + 成 以上及び臨床実習以外の教育内容九十単位以上 位以上) 単 は に係る学校又は (うち基礎分野十四単位以上、 施 位 ŋ 应 師 以上 単 設 きゆう 以上及び専門分野四十 に係る学校又は養成施設にあつては臨 に 位 に係る学校又は養成 (うち基礎分野十四単位以上、 . あ 位以 以 (うち基 師 あ 上 つて Ĺ に係 ん摩マツサー 専 は 養 (うち基礎 "門基 成 臨 礎 る学校又 分野十 施設 床 実習四 礎 分野 に ·ジ指1 あ 分野 は 匹 施設にあつて 九単位以上)、 <u>一</u> 十 単 単位以上、 つて 養 位以 十 成 専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野四十九単位以上)、 圧師 は 七 匹 施 設 臨 単 上 及び 単 一及び臨 に 位 専門基礎分野二十七単位以上及び専門分野 床 位 しはり師 は臨 専門 以上 実習四 あ 以 あ 上 床実習四単位以上及び臨床実習以外の教育 つ ん摩マ 及 床 7 基 床実習四単位以上及び臨床実習以 単 Ű 専 礎 実習以外 に係る学校又は養成施設にあつて は (うち基礎分野十四単位以上、 門 専 分野二十七単位 位 臨 ・ツサ 菛 基 以 床 上 分 礎 実習 野 \mathcal{O} 分野二十 及 教育 · ジ 指 Ţ 兀 兀 単 臨 + 位 七 内 圧 床 実習以 七単位: 容八 単 師 以 以 人上及び立 位 上及び 及びきゆう師 以 十 -八単位 上 外 以 \mathcal{O} 臨 専門分野 上 教育内 及 床 以上 専門 外の 実習 び は に は 専 匹 り 教育 容 師 係 基礎分野 臨 門 以 兀 十単位以上 (うち基礎 及び 床実習 分野 九 る学校又 外 十三単 内容八十 + 内容 \mathcal{O} 匝 単 き 教 位 匹 + 位 ИÞ 育 八

あ ん摩マツサージ指圧師、 はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設にあつては臨床実習四単位

以上及び臨床実習以外の教育内容九十六単位以上(うち基礎分野十四単位以上、専門基礎分野二十

七単位以上及び専門分野五十五単位以上)であるときは、この表の教育内容ごとの単位数によらな

いことができる。

別表第一 の備考第四号中 「二十六単位」 を 「四十単位」に、 「十六単位」を 「三十単位」に、 「三十二単

位 を「五十五単位」に、 「二十二単位」 を「四十五単位」 に改める。

別表第二専門分野の項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令 の施行の際現に あん摩 マツサージ指圧師、 は り師、 きゆう師等に関する法律 (昭 和二十二

年法律第二百十七号)第二条第一項の認定を受けている学校又は養成施設(次条において「改正前認定学

能 校養成施設」という。) 及びきゆう師に係る学校養成 を修得中の者に係る教育の内容につい に お 施設認力 1 てあ 定規則 ん摩 ては、 マッサー (以 下 こ の -ジ指1 「新規則」 省令による改正後の 圧師、 はり師 という。 又はきゅう師として必要な 別表第 あ ん摩マ ッサ 0 規定に / ― ジ 指 ! か かわ 圧 師、 知 らず、 識 脱及び技 は り な 師

第三条 改 正 前 認 定学校 養 成 施 設に おけ る新規 則第二条第七号に規 定する専 任 教員 \mathcal{O} 数 に つ V 7 は 同 号 \mathcal{O}

お

従

前

 \mathcal{O}

例

によることができる。

第四 サ 規 条 定 ジ に 1指圧 こ の か カゝ 省令 師、 わらず、 は の施行の日 ŋ 平 師 及びきゆう師 成三十二年三月三十一 (次条にお に係る学校養成施設認定規則 いて 「施行日」という。 日 まで \mathcal{O} 間 は、 な お 前にこの省令による改正 従 (次条にお 前 \mathcal{O} 例 に 7 よることができる。 --旧 規 則 前 とい のあ . う。 λ 摩 7 別 ツ

表 第二専門 分野 \mathcal{O} 項 第四号に掲げる者 に該当する教員としての経 験を有する者につい ては、 新 規 則 別 表 第

<u>ニ</u>の 規定 に か か わ 5 ず、 当 分 \mathcal{O} 間 教員として同 表 \mathcal{O} 専 菛 .分野 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 上 欄 12 撂 げげ る教育内容 「を教授、 するこ

とができる。

第五 が 前条の 条 施 行 規定により施行日以後教員として同表の専門分野 日 前 に 旧 規 則 別 表 第二専 菛 分 野 \mathcal{O} 項第四 号に掲げ 0 項の上欄に掲げる教育内容を教授する場合に る者に該当する教員とし 7 \mathcal{O} 経験 を有する者

はあん摩マツサージ指圧師、 おける新規則第二条第七号の規定の適用については、 はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(平 同号中「掲げる者」とあるのは、 「掲げる者若しく

成二十九年文部科学省 · 厚生労働省令第一号) 附則第四条の規定により同令の施行の日以後教員として別

表第二の専門分野の項の上欄に掲げる教育内容を教授する者」とする。